

障害者職業能力開発校の 在り方に関する検討会（第4回）	資料2
令和7年6月9日	

職業能力開発施設における障害者職業訓練の 在り方について

（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）

（案）

令和7年6月

目 次

1. 障害者職業訓練をめぐる状況	1
2. 検討の方向性	3
3. 具体的な課題と対応方針	4
(1) 訓練受講者と企業のニーズを踏まえた訓練科目の内容や 訓練方法の見直し	4
(2) 地域の関係者と連携した障害者校の運営・管理の充実・強化	6
(3) 訓練受講者に対する就職支援・定着支援の強化	9
(4) 障害者に対する訓練校以外での訓練受講機会の充実	11
4. 最後に	12
障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会開催要綱	13

1. 障害者職業訓練をめぐる状況

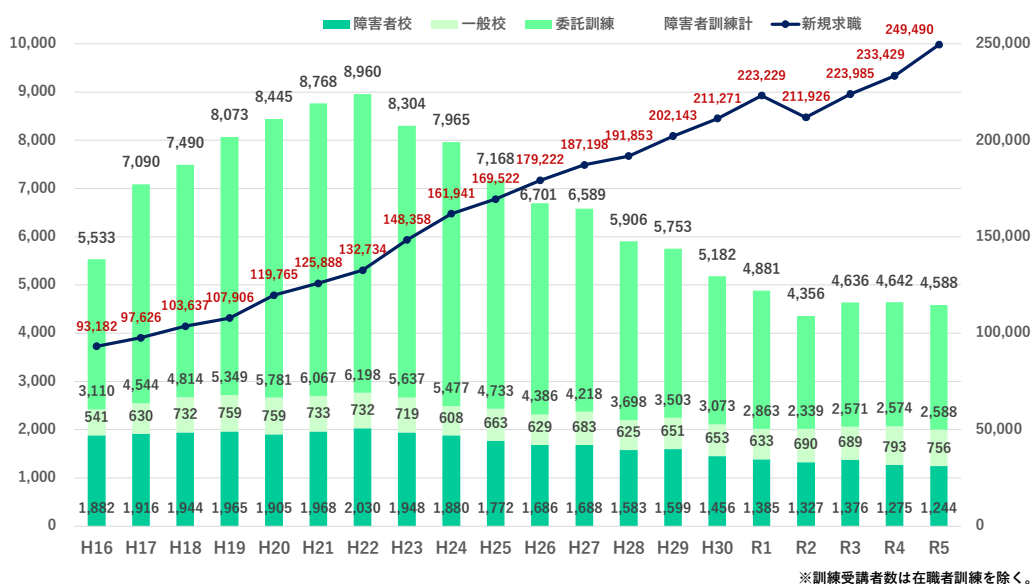
障害者職業訓練については、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）をはじめ、これまで、身体障害者をはじめとする障害者の就労知識・技能の付与を通じて多くの障害者の就職及び社会的自立に寄与してきた。しかしながら近年では、障害者の訓練機会の多様化、障害者を取り巻く社会環境や意識の変化等により、障害者校には次のような課題が見られる。

※ 障害者の職業訓練については、①障害者校における職業訓練、②一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における障害者を対象とした職業訓練、③障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施している。

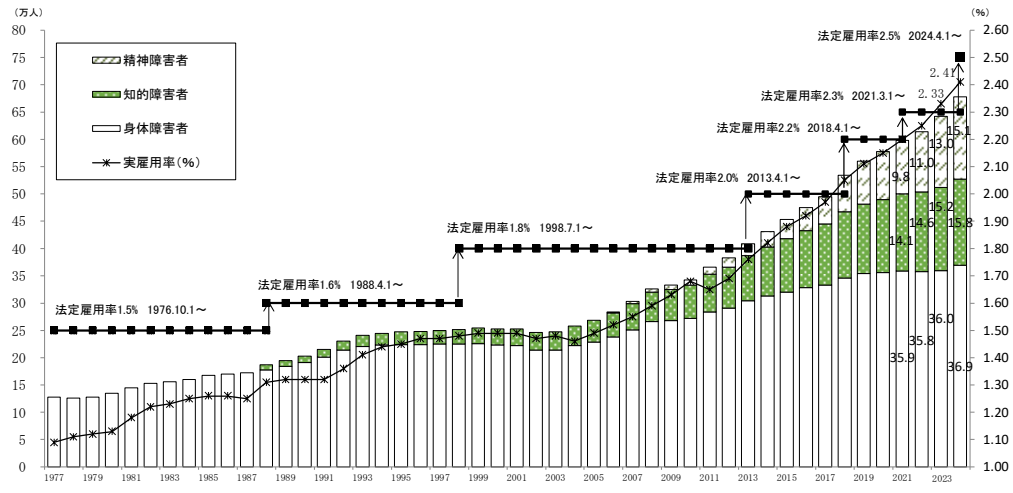
（１）訓練受講者の減少

近年、ハローワークにおける障害のある方の新規求職申込件数が増加傾向にあり、民間企業等の雇用障害者数も伸びている中で、障害者職業訓練の受講者数は、平成 22 年度をピークに減少している。これは、数次にわたる法定雇用率引上げ等に伴い、①職業訓練を経ずとも就職に至るケースが増えていることや②就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数が増えていることも一因と考えられるが、③障害者職業訓練が、障害のある求職者（以下「求職障害者」という。）のニーズ等の変化に対応できていない可能性もある。

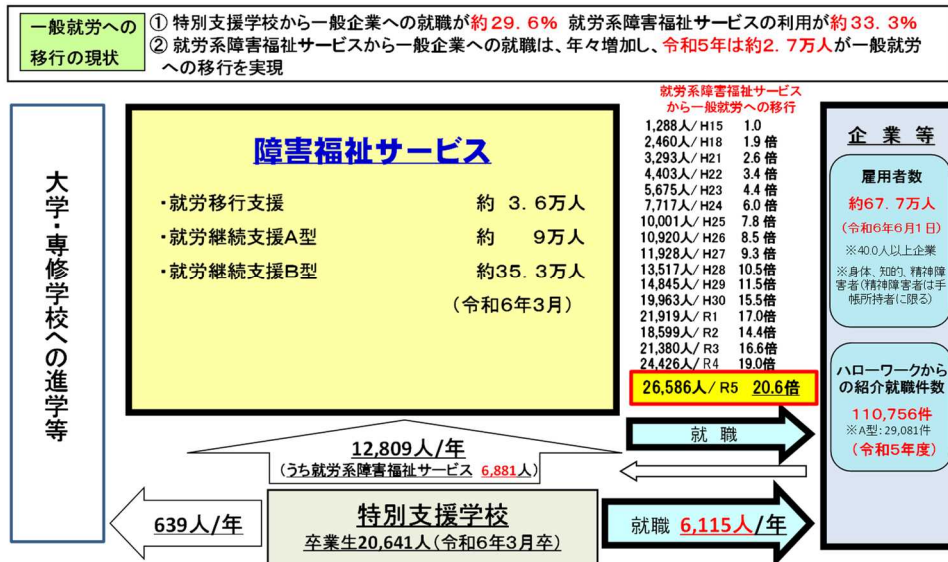
求職障害者数と訓練受講者数の推移



障害者雇用の状況 (2024年6月1日現在)



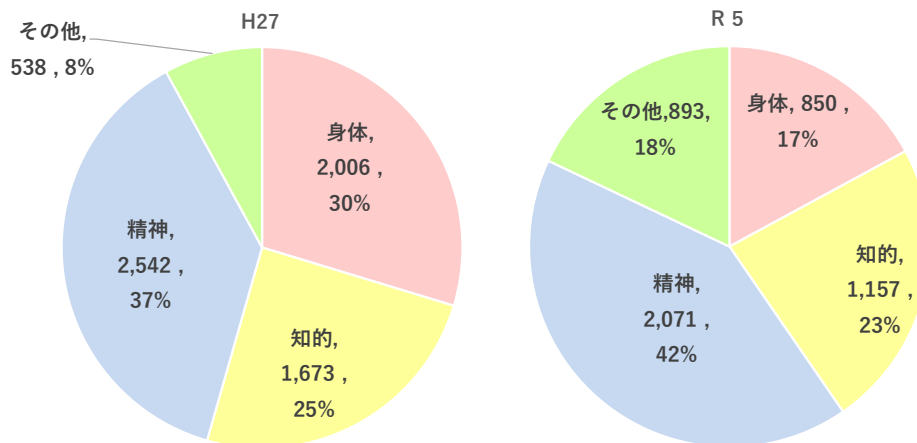
就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ



(2) 障害者の障害種別ごとの構成の変化

障害者職業訓練の主な対象は、かつては身体障害者であったところ、近年では、精神障害者や発達障害者が急速に増加している。また、ノーマライゼーションの理念が後押しし、一般の職業能力開発校や障害者の多様なニーズに対応した委託訓練（以下「障害者に対する委託訓練」という。）での障害者の受け入れが進んでいる。特に、精神障害者においては、設備面（ハード面）での制約が問題とならないことや障害をオープンにしない形での求職活動を希望するケースが多いこともあり、一般校での受講を希望する者が多い。

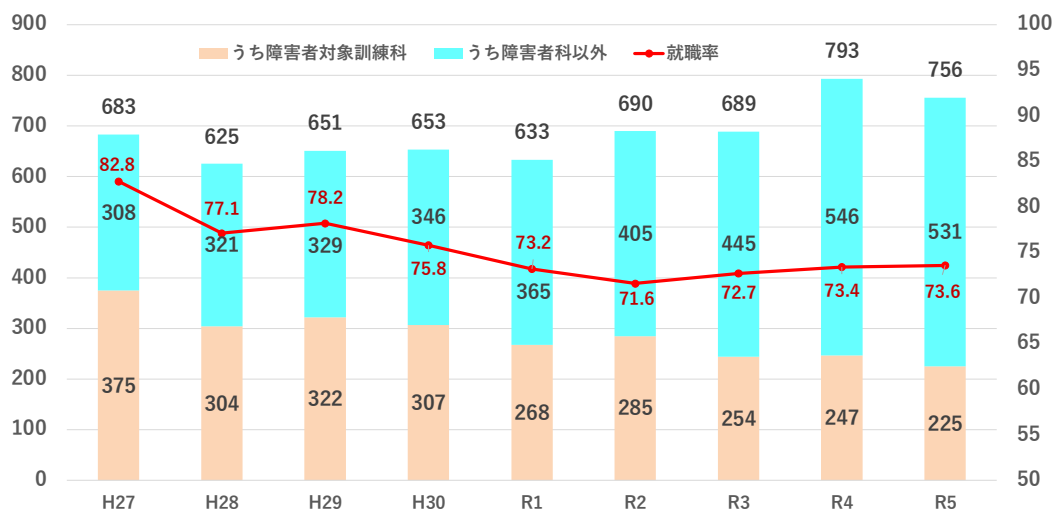
障害者訓練の受講者における障害種別構成比（H27、R5）



※障害が複数ある者については重複して計上されていることに留意。

なお、一般校においても①障害者対象訓練科の受講者数は減少傾向にあるが、②障害者対象訓練科以外の訓練科における障害者の受講者数は増加傾向にある。しかし、一般校においては障害者の対応に係るノウハウが十分でないことから、訓練の円滑な実施に支障が出るケースも少なからず生じている。

一般校における受講者数の推移



※ 就職率は、障害者対象訓練科に係るもののみ。

2. 検討の方向性

上述の状況を含め、近年の様々な変化を踏まえた障害者職業訓練の今後の在り方について、検討の視点を以下のとおり整理した。

- (1) 障害者校で訓練を受ける障害者の数が減少傾向にある中で、障害者職業訓練が、求職障害者のニーズに対応できていないのではないかと。現行の訓練科目や訓練実施体制が、近年の障害者特性に対応したものとなっているか検討すべきではないか。
- (2) 訓練受講者が減少傾向にある中で、障害者校の施設内訓練としての強みや特色

を活かしつつ、障害福祉サービスとも連携しながら、時代の変化に応じた活性化方策を検討すべきではないか。また、多くの精神・発達障害者とともに障害をオープンにしないグレーゾーンの方も、一般校での訓練を受講するようになっている中で、障害者校と一般校との役割分担や連携を整理すべきではないか。

- (3) 障害者職業訓練は、求職障害者から適格就職のための有効な手段として選択してもらう場面のみならず、訓練修了後の円滑な就職への移行及び定着に至るあらゆる段階において、関連施策・関係機関との連携が必要不可欠である。このため、障害者職業訓練自体のみならず、医療・福祉施策やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携の在り方についても検討すべきではないか。
- (4) 障害者からのさまざまな訓練ニーズの受け皿として、施設内訓練のほかに障害者に対する委託訓練を実施しているが、一部コースにおいてその実績（実施率・就職率）が好調といえないものもあり、その改善策の検討も必要ではないか。また、障害者校における在職者訓練の実施状況が低調である中で、令和4年に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で「職業能力の開発及び向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務とされたことも踏まえ、障害者校が障害のある雇用労働者の職業能力の開発や向上に関してどのような役割を果たしていくべきか検討すべきではないか。

3. 具体的な課題と対応方針

- (1) 訓練受講者と企業のニーズを踏まえた訓練科目の内容や訓練方法の見直し

【課題①】障害特性に応じた訓練の検討について

多くの障害者校において知的障害や精神障害等を有する入校者が増加している中で、障害者職業訓練の訓練科目の設定や実施手法について、多様化するニーズをいかに適切に把握しつつ反映させていくかが課題となっている。

＜対応策＞

訓練受講者の障害種別が多様化していることから、求職障害者及び求人者の動向やニーズを把握しながら訓練科目の設置を進めていくことが望ましいが、その際には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の専門訓練コース設置・運営サポート事業を積極的に活用することが効果的であると考えられることから、国は、引き続き、都道府県に適時必要な情報提供を実施していく。

訓練の手法については、機構営校が行っている先導的な取組のほか、東京校における連続入校の取組（本人の特性に沿った訓練科目受講へステップアップするための短期間の訓練科を設置）や大阪校における訓練時間への配慮（障害と特性に応じた訓練時間の短縮、休憩時間を他科とずらす等）など、障害特性に応じたきめ細かな対応により効果を挙げている事例も見られることから、国は全国の好事例を収集し、情報提供していく。

【課題②】障害者校で重点的に受け入れる特別支援障害者の対象範囲の見直し

障害者校においては、特別支援障害者を重点的に受け入れるという役割があるが、その対象範囲の拡大により訓練受講者増につながるとも考えられることから、多様化する求職障害者の動向やニーズ等も踏まえ、検討していく必要がある。

＜対応策＞

特別支援障害者の対象範囲については、現在、重度視覚障害や精神障害、発達障害等とされているが、今後は、求職障害者の状況や障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化を踏まえながら、難病患者を対象とすることも含めて今後見直しを検討していく。

【課題③】訓練ニーズの的確な把握に向けた各種協議会等の活用

訓練科目の設定及び訓練内容の見直し等に当たっては、求職障害者及び企業等のニーズを的確に把握しながらこれを反映させていく必要があるが、その際、地域の関係者の理解とコンセンサスを円滑に形成していく必要がある。

＜対応策＞

全国の都道府県労働局（以下「労働局」という。）に設置されている地域職業能力開発促進協議会や障害者雇用に係る支援機関の関係者が参集する会議の場等を積極的に活用し、訓練ニーズや効率的かつ効果的な連携手法に係る議論を活発化させるとともに、地域の関係者の理解と協力の下にこうした訓練を推進していくため、全国の好事例を収集し、具体的連携方法や周知に係る手法を整理した上で各都道府県及び労働局に提供していくこととする。

【課題④】指導員の配置基準の見直し及び専門性向上等について

障害者校の訓練科における職業訓練指導員（以下「指導員」という。）の配置基準については、一般校とは別途の独自の基準は設けられていないが、障害の多様化により、様々な障害特性に応じた個別支援が必要な場面が多く生じているため、体制面及び指導員の専門性向上の側面から、これにいかに対応していくかが課題となっている。

＜対応策＞

各障害者校における指導員の配置状況については、機構の職業能力開発総合大学校基盤整備センターが令和2年度に実施した調査研究において、約半数の施設が訓練受講者5人に対し指導員1人が望ましいとしている結果が明らかになっている。

障害者校における指導員の配置基準の見直しに当たっては、国と都道府県による検討の場を設け、上記の調査結果を踏まえつつ訓練科の整理・統合や定員の適

正化等を併せて検討するとともに、見直しに係る影響等についても調査し、それらの結果を十分踏まえて、改善可能なものから取組を進めていくこととする。

また、検討する際には、指導員の養成・確保を図る上で、指導員のキャリアパスについても、障害者職業訓練を含めた形で策定することや、異なる人事系統間の人事異動等を行うこと、特に適応支援や就職支援等を担う職員について、特別支援学校等の障害者関係業務の経験者が配置されている例も参考にするなど、効果的な体制整備に向けた対応が求められる。なお、機構営校と県営校の間での人事交流についても実施が可能か併せて検討していく。

指導員の専門性向上に向けた研修については、機構における指導技法等体験プログラムや職業能力開発総合大学校における障害者支援等研修等が実施されているところであるが、これら各種研修等については、指導員等の意見等も踏まえながら、内容を不断に見直し、充実したものとしていくとともに、受講機会が適切に確保されるよう取り組んでいく。

【課題⑤】受講機会の拡大に向けたオンライン職業訓練の普及

訓練受講を希望しながらも住居地が訓練校から遠方である等の理由で、通校が困難な障害者に対しても訓練受講機会をいかに確保・提供していくかが課題となっている。

＜対応策＞

通所や寮利用が困難な者を想定したオンライン訓練の拡充について国と先導的な訓練手法の開発を行っている機構を中心に検討を進める。また、都道府県における検討も促していく。具体的には、対象とすべき訓練科目や訓練期間中の適応支援等のほか、訓練校であれば通常受けられる就職相談等の支援のあり方について、障害者校の今後の施設整備計画も視野に入れつつ幅広く検討を行う。

(2) 地域の関係者と連携した障害者校の運営・管理の充実・強化

【課題①】障害者職業訓練の周知と活用促進に向けた地域のネットワークとの連携強化

障害者職業訓練は、地域において未だ十分に認知されているとはいいがたく、真に職業訓練が必要な障害者に、障害者職業訓練の存在が伝わり、利用につなげていく必要がある。

＜対応策＞

障害者就業・生活支援センターや都道府県、教育機関そのほか様々な機関が主催する会議体といった地域のネットワークへの関与を強めていくこととする。特に精神・発達障害を有する訓練受講者の割合が高まる中、福祉行政関係機関のみならず、特別支援学校以外の高校・大学等とも連携していく。その上で、効率的

かつ効果的な連携手法の好事例を収集し、具体的連携方法や周知に係る手法を整理した上で各都道府県に展開していくこととする。

【課題②】 障害福祉サービス利用者の就労促進に向けた障害者職業訓練への誘導

求職障害者の障害が多様化する中、障害福祉サービスを利用しつつも将来就労自立を目指す障害者から就職のための有効な手段として選択してもらうことが重要である。

＜対応策＞

障害福祉サービスについては、令和7年10月から障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援制度が開始されることとなる。これを機に就労準備性を身につけた障害福祉サービスの利用者が、一般就労への前段階として障害者職業訓練を活用する流れを確立すべく、就労選択支援制度に係る通達等において、障害者職業訓練施策の位置づけを明確にするとともに、障害福祉サービスを運営する事業所に対して、支援者研修等を通じて障害者校の取組を確実に周知すること等により、障害福祉サービスとの連携を高めていく。

【課題③】 障害者職業訓練のノウハウの一般校への共有を通じた能力開発施策全体の対応力の底上げ

一般校においては、障害があることを公表しない形での求職活動を希望する求職障害者や、障害があることを公表せずに一般校を受講する者を含め、配慮が必要な訓練受講者が増加していることから、一般校の指導員においても、障害者職業訓練に係る知識等を求められる局面が増えている。

＜対応策＞

職業能力開発総合大学校において実施されている一般校の指導員に対する研修について、障害者職業訓練に関する内容の充実を図ることに加え、訓練受講者への生活面も含めた相談支援や指導員等への報告・助言等を行うための専門家（精神保健福祉士等）について、国の補助による一般校への配置を進めていくことにより、組織としての対応力を向上させていく。

また、機構が有する障害者職業訓練に係るノウハウを一般校等に普及すべく、機構による指導技法等体験プログラムや障害者職業訓練推進交流プラザ等について、一般校の指導員等の参加を促していく。

さらに、障害者校において、施設見学、一般校との間での人事交流や施設の合築による連携強化など効果的・効率的運営に係る好事例を収集・整理した上で、都道府県に情報提供していくこととする。

なお、障害者校が各ブロックの中核として障害者訓練に係るノウハウを一般校

に普及していくことも検討すべきとの意見もあった。この点について、引き続き検討していくこととする。

【課題④】 障害者のニーズに応じた的確な職業訓練受講に向けた訓練校とハローワークとの連携強化

就職を目指す障害者が訓練校において職業訓練の受講を検討する際、一般校及び障害者校の特色を十分理解した上で選択できるよう、ハローワークにおける丁寧な助言・支援が求められている。

＜対応策＞

障害者校及び一般校とハローワークとの間において、施設や訓練内容等について日常的な情報共有や交流を進める。また、求職障害者に職業訓練の受講あっせんを行うハローワーク職員の資質向上に向け、担当職員を対象とした障害者校等の説明会・見学会、オンラインでの研修等を実施し、的確な相談・受講あっせんにつなげる取組を強化していく。

【課題⑤】 障害者校の施設や寮について

障害者校の施設・設備や寮については、その維持管理に係る設置者の費用負担と訓練受講者に対する質の高い訓練と就職支援の提供を両立させる観点から、どのように効率的・効果的な施設運営を行うかが課題とされている。

＜対応策＞

障害者校の施設・設備等が将来にわたり安定的に運営されていくことにより質の高い訓練と就職支援の提供を両立させるべきとの観点から、都道府県等の障害者校担当者との意見調整の場を設け、訓練受講者数の拡大に向けた国としての対応を引き続き検討していく必要がある。

改築等の計画策定に当たっては、例えば一般校や関係機関等と合築について、職員間の連携強化や、管理部門の効率化、アクセスの向上といったメリットが見込まれることから、国は、これまでの好事例も参考に、都道府県が地域ごとの実情に沿った合築に向けて検討できるよう、基本的な考え方や方針を検討していくべきである。

寮については、近年ニーズの低下も見られることから、国及び都道府県等が連携しつつ各障害者校の利用状況を検証し、入寮対象の範囲や福祉関係施設との連携、予算の効率化の観点（民間の施設や運営主体の活用等）も勘案しながら、入校希望者が訓練校に入校できる体制を整備するとの観点から、運営の在り方について検討していく。

【課題⑥】 障害者校における訓練受講者数の拡大に向けた入校手続きの簡便化や

入校時期の見直し

訓練受講者数の拡大に向けては、医療機関による複数の診断書が必要となっているなど複雑で費用のかかる入校手続への負担感が強いとの指摘があり、その簡素化に向けた見直しが必要である。

<対応策>

入校手続について、全国状況を確認した上で重複する複数の書類や費用負担の生じる書類の提出を廃止又は簡素化するなどの検討を進める。

また、入校時期については、全国状況を調査し、各地域のニーズに応じた対応例を整理した上で各都道府県に情報提供していくこととする。

【課題⑦】障害者校の活性化方策に係る成果検証のため、訓練受講者の属性、就職状況、定着状況等の把握・分析を強化

障害者職業訓練が今後継続的に障害者校の施設内訓練としての強みや特色を活かしつつ、時代の変化に応じた活性化方策を不断に検討・検証することが重要であり、そのためのデータの把握・分析が必要。

<対応策>

障害者校の訓練受講者の属性（障害部位、年齢、前歴、入校の経緯）や、中途退校の状況、就職後の状況（就職先の業種・職種、障害福祉サービスの利用の有無、訓練科目の就職への寄与度等）、属性ごとの定着状況といった訓練成果を把握・分析し、改善につなげていく仕組みを構築していく。

障害者校を運営する都道府県において実施可能な手法を検討し、それを分かりやすくかつ具体的に例示する等により普及を図っていく。例えば、入校関係書類や行政保有データ（雇用保険データ）を用いて集計・分析する方法等が考えられる。なお、障害者職業訓練修了後の属性ごとの定着状況把握については、各都道府県で通常業務として実施することは難しい面もあるため、令和 7 年度から機構の職業能力開発総合大学校基盤整備センターで予定されている障害者訓練受講者の定着状況等に関する調査研究事業の結果を活用した改善を検討していくこととする。

（３）訓練受講者に対する就職支援・定着支援の強化

【課題①】就職支援の強化に向けた労働局・ハローワークとの連携強化

障害者校の就職率は概ね目標値を達成する状況にあるが、障害特性の変化等もあり、就職支援に係る取組を強化することが求められる。

また、就職支援においては、障害者校卒業生の就職先の円滑な開拓も必要であり、障害者校とそこで学ぶ訓練受講者の情報を企業により浸透させることが課題となっている。

<対応策>

各障害者校における就職支援の強化を図るには、地域によっては予算上の制約や、指導員等の人的資源が限られているという課題もあることから、まずは効果的な事例などを踏まえて、改善可能なものから取組を進めていくこととする。

障害者校及び訓練受講者の情報については、これまでのように、障害者校が独自にHP等を通じた求人企業への提供を行うほか、特に訓練受講者のプロフィール情報を労働局やハローワークへ提供することにより、障害者雇用に係る事業主指導とも相まって、より組織的で広範な求人開拓・就職支援につながることを期待される。こうした訓練受講者のプロフィール情報の提供等による障害者校と労働局・ハローワークとの一層の連携を全ての障害者校において促進していくように取組むべきである。

【課題②】定着支援の強化に向けた関係機関との連携等

求職障害者の障害が多様化する中、就職後の職場定着に不安や課題を抱えるケースも少なくないことから、障害者訓練受講者の定着支援をいかに効果的なものにしていくかが問われている。

<対応策>

各障害者校における定着支援の強化を図るには、地域によっては予算上の制約や、指導員等の人的資源が限られているという課題もあることから、まずは効果的な事例などを踏まえて、改善可能なものから取組を進めていくこととする。

なお、卒業生の就職後の職場定着に向けては、障害者校では体制やノウハウが必ずしも十分でないことから、障害者校が地域のハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携を訓練実施期間中から密に図ることが効果的であると考えられる。このため、国が障害者校と地域の関係機関との連携方法等について好事例を含めて情報を収集・整理し、都道府県に展開していくこととする。

また、現在の定着支援は、障害者校が地域のハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の下でなされているが、訓練受講生の特性をよく理解している障害者校が、定着支援の中でどのような役割が果たせるのか、実態調査等も行いながら検討していく。

さらに、定着支援に向けた関係機関との連携に係る知識付与について、機構における指導技法等体験プログラムや職業能力開発総合大学校における障害者支援等研修等の研修も有効であると考えられるため、障害者校担当者の受講機会の拡大を図るとともに、全国各地の好事例等も踏まえながら、内容を不断に見直し、充実したものとしていく。

（４）障害者に対する訓練校以外での訓練受講機会の充実

【課題①】障害者に対する委託訓練の質の向上

障害者に対する委託訓練については、コースごとの訓練内容や訓練実施主体と関係機関の連携等就職支援に係る取組の濃淡が生じ、結果としてこれが都道府県ごとの就職率の差に結びついているという課題がある。

<対応策>

障害者に対する委託訓練については、比較的就職率が高い実践能力習得訓練コースを始めとする実習を伴う訓練コースの設定が図られるよう、委託者である都道府県が委託先である訓練実施機関に対して、実習先となる企業等の情報を有するハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携するよう指導することにより、有効な訓練を実施できる環境を整備していくことが重要である。

特に、就職率が低調なコースが存在する都道府県は、訓練委託先における就職支援に係る取組を改善すべく就職支援に係る取組を促すとともに、委託先選定の厳格化を含め、制度の見直しに係る方策を検討していくべきである。

そのため、国は、訓練実施機関ごとの就職率等の実績を元に評価・改善を行っていく取組を推進することにより、各都道府県の積極的な取組を促していくこととする。

【課題②】在職者訓練の普及・活性化

障害者雇用が進展していく中であって、企業に在籍している障害者に対する在職者訓練については、実績が低調な状況にはあるが、今後、ニーズが高くなることが見込まれる。

<対応策>

国は、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の意見を参考に、障害者のキャリア形成支援が十分でない企業において、どのような訓練ニーズがあるか実態把握に努め、訓練コースや指導技法の開発を進めていく。

併せて、将来的に障害者校が果たすべき役割についても、機構及び都道府県と連携しながら引き続き検討していくべきである。

4. 最後に

本検討会においては、障害校、一般校における障害者を対象とした施設内訓練及び障害者に対する委託訓練の在り方をはじめ障害者を取り巻く社会環境や意識の変化等を踏まえ、関係機関からなる地域ネットワークにおける障害者職業訓練の認知度向上やオンライン職業訓練の普及等、多岐に渡る検討を行った。

また、本検討会では国立県営神奈川障害者職業能力開発校を視察し、訓練現場における対応状況等について意見交換を行った。

障害者職業能力開発施策については、本報告書に記載した課題、対応策を踏まえ、その時々の障害者雇用の状況等も見極めつつ、継続的な見直しを行っていくことも必要である。

本報告書が、今後における障害者職業能力開発施策の推進に資することを期待する。

令和7年6月

障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会

障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会開催要綱

1. 趣 旨

障害者職業訓練校で訓練を受ける障害者の数は、①法定雇用率引き上げに伴い職業訓練を経ずに就職に至るケースの増加や、②就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数が増えていること等から、近年、減少傾向にあり、障害のある求職者の支援ニーズ等への対応が課題となっている。

一方、近年は訓練生の主体が、かつての身体障害者から、次第に知的障害者さらには精神障害者及び発達障害者へと移ってきており、かつ、ノーマライゼーション理念の広がりにより、一般の職業能力開発校や委託訓練での障害者の受け入れも進んできている。

こうした障害特性の変化や、一般校における精神・発達障害者の増加傾向等に対して、障害者職業訓練全体としてまだ十分な対応ができていない状況にある。

今後、障害者職業訓練を、こうした状況変化に対応した、より効果的なものとして一層推進していくために、訓練施設・定員、訓練内容・方法、関係機関相互の連携等の観点から見直していくことが求められている。

このため、障害者の職業能力開発に関する有識者、関係機関の代表者等の参集を求め、障害者の職業能力開発の一層の効果的な推進及び今後の在り方について協議・検討を行うため障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催するものである。

2. 参集者 別紙のとおり

3. 協議検討事項

- (1) 障害者職業能力開発の実施状況について
- (2) 障害者職業能力開発を効果的に推進するための課題について
- (3) 今後の障害者職業能力開発について
- (4) その他

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が障害者職業能力開発に関する有識者及び障害者職業能力開発に関連する機関の代表者等の参集を求めて、各々の見地からの意見を収集する。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 事務局は、厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付特別支援室において行う。
- (4) 検討会、議事録及び資料については、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会 参集者名簿（第1回～第2回）

阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

阿部 博司 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹

大谷 喜博 全国手をつなぐ育成会連合会副会長

大塚 晃 一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長

小幡 恭弘 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長

酒井 京子 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク理事

菅沼 聡人 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課長

高山 昌司 株式会社ジケイビジネスサポート代表取締役

深江 裕忠 職業能力開発総合大学校能力開発応用系准教授

前田 信次 東京労働局職業安定部職業対策課長

牧野 豊明 大阪障害者職業能力開発校長

◎松為 信雄 神奈川県立保健福祉大学・東京通信大学名誉教授

松原 孝恵 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部次長

山脇 義光 日本労働組合総連合会労働法制局長

（五十音順・敬称略 ◎ 座長）

<オブザーバー>

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

〃 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会 参集者名簿（第3回～第4回）

※第3回以降は人事異動等に伴い、参集者の一部（下線部）に交代が生じている。

阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

阿部 博司 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹

有賀 英昭 大阪障害者職業能力開発校副校長

大谷 喜博 全国手をつなぐ育成会連合会副会長

大塚 晃 一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長

小幡 恭弘 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長

酒井 京子 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク理事

菅沼 聡人 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課長

高山 昌司 株式会社ジケイビジネスサポート代表取締役

深江 裕忠 職業能力開発総合大学校能力開発応用系准教授

◎松爲 信雄 神奈川県立保健福祉大学・東京通信大学名誉教授

山脇 義光 日本労働組合総連合会労働法制局長

湯地 幹彦 東京労働局職業安定部職業対策課長

吉岡 治 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部次長

（五十音順・敬称略 ◎ 座長）

<オブザーバー>

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

〃 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

[検討会の開催状況]

<第1回>

- 日 時 令和7年1月20日(月) 13時～15時
- 場 所 厚生労働省 専用第21会議室
- 議 題 (1)障害者職業能力開発校の在り方について
(2)その他

<第2回>

- 日 時 令和7年3月11日(火) 16時～18時
- 場 所 厚生労働省 共用第9会議室
- 議 題 (1)障害者職業能力開発校の在り方について
(2)その他

<第3回>

- 日 時 令和7年4月25日(金) 10時～12時
- 場 所 厚生労働省 共用第6会議室
- 議 題 (1)障害者職業能力開発校の在り方について
(2)その他

<第4回>

- 日 時 令和7年6月9日(月) 15時～17時
- 場 所 厚生労働省 専用第14会議室
- 議 題 (1)報告書案について
(2)その他

(2)その他

<現場視察>

- 日 時 令和7年2月14日(金) 14時～15時30分
- 場 所 国立県営 神奈川障害者職業能力開発校(神奈川県相模原市南区桜台13-1)